

岐阜県と県内すべての市町村からのお知らせです

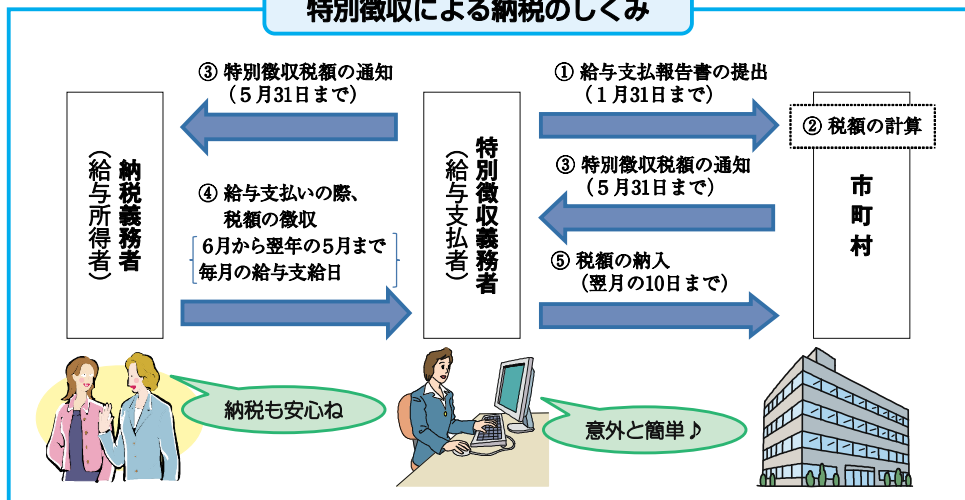
従業員の個人住民税の特別徴収を実施していない事業主の皆様へ

個人住民税は特別徴収で納めましょう！

個人住民税は特別徴収で納めましょう！

- 個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、住民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から住民税（市町村民税＋県民税）を徴収（天引き）し、納入していただく制度です。
- 地方税法第321条の4および各市町村の条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則としてすべて特別徴収義務者として住民税を特別徴収していただくことになっています。

特別徴収による納税のしくみ



上表①：給与支払報告書の提出

給与支払報告書の提出の際には、**朱書きで「特別徴収へ切替」**と記入してください。

上表③～⑤：特別徴収の事務

毎年5月に特別徴収義務者あてに「特別徴収税額決定通知書」をお送りします（上表③「特別徴収税額の通知」）ので、その税額を毎月の給与から徴収し（上表④「税額の徴収」）、翌月の10日までに合計額を各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます（上表⑤「税額の納入」）。

納期の特例について

従業員が常時10名未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回とすることもできます。

住民税をはじめとする県税や市町村税は、皆さまの身近なところに使われています。法令に基づく適正な特別徴収の実施について、事業者の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

岐阜県と県内市町村では、平成27年度から、法定要件に該当する事業主の皆様個人住民税の特別徴収を実施していただくための準備を進めています。ご理解とご協力をお願いいたします。